

# IoTテストベッド事業に関する支援施策

## 新技術開発施設供用事業に対する助成等 (特定通信・放送開発事業実施円滑化法による支援)

インターネット・オブ・シングス(IoT)の実現に資する新たな電気通信技術の開発・実証のための設備(IoTテストベッド)を整備(拡張、更改を含む。)して供用する事業に対し、国立研究開発法人情報通信研究機構が、**助成金の交付**及び**債務保証**を行います。(平成34年3月31日まで)。

### 「インターネット・オブ・シングスの実現」

インターネットに接続可能な物の種類や数が飛躍的に増加し、多様かつ多数の物がインターネットに接続され、それらの物から、又はそれらの物に送信される大量の情報の円滑な流通が国民生活及び経済活動の基盤となる社会の実現をいう。(特定通信・放送開発事業実施円滑化法附則第5条第2項第1号)

### 【必要な手続】

助成金交付については、国立研究開発法人情報通信研究機構(デプロイメント推進部門)へ申請していただくこととなります。

債務保証については、事業の実施に関する計画について総務大臣の認定を受けた上で、金融機関と相談の上、金融機関を通じて国立研究開発法人情報通信研究機構(デプロイメント推進部門)へ申請していただくこととなります。

### 【対象設備】

- ① 電気通信設備(例:サーバ、ルータ、スイッチ、回線設備、電源設備)
- ② 電気通信設備以外の設備(例:電波暗室、電波吸収パネル、電波計測器)
- ③ ①・②を設置するための建物その他の工作物(注:①・②を他人の利用に供することなく、③のみを供する事業は対象外)

### 【主な要件】

- IoTの実現に資する新たな電気通信技術(※)の開発・実証のためのIoTテストベッドを整備等するものであること  
※ 例:ソフトウェアによるネットワーク制御技術、低消費電力無線通信技術、通信遅延を短縮するための技術、大容量無線通信技術、セキュアな通信技術
- IoTテストベッドを複数の第三者に利用させるものであること(自ら又はグループ企業等のみが利用するために整備等するものは対象外)

### (配慮事項)

- ・ 必要に応じて、国立研究開発法人情報通信研究機構との連携方策を検討するものであること
- ・ 中小企業・ベンチャーを含む多様な事業者等の連携・協業が図られるよう配慮するものであること
- ・ 開発・実証された新たな電気通信技術が、医療、教育、農業など幅広い分野において活用され、それぞれの分野における情報の流通・利活用に係る参照モデルの確立やルール整備につながるよう配慮するものであること

国立研究  
開発法人  
情報通信  
研究機構  
(NICT)

支援

- ・ 助成金交付
- ・ 債務保証

IoTテストベッド事業を行う者  
(民間企業、一般社団/財団法人、第三セクター等)



IoTテストベッド

